

# 総務財政委員会記録(No.20)

1 日 時 令和8年1月21日(水)  
午前10時13分 開会  
午前10時47分 閉会

2 場 所 第6委員会室

## 3 出席委員(10人)

委員 長	村上 幸一	副委員 長	大久保 無我
委員	吉村 太志	委員	鷹木 研一郎
委員	廣田 信也	委員	村上 直樹
委員	宇都宮 亮	委員	永井 佑
委員	伊崎 大義	委員	小金丸かずよし

## 4 欠席委員(0人)

## 5 出席説明員

財政・変革局長	武田 信一	税務部長	上野 正彦
税制課長	喜多川 幹生		外 関係職員

## 6 事務局職員

委員会担当係長	伊良皆 公一	書記	西嶋 真
---------	--------	----	------

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	請願第4号 インボイス制度の廃止を目指し、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める請願について	継続審査とすることを決定した。
2	請願第5号 「消費税減税を求める意見書」の国への送付を求める請願について	継続審査とすることを決定した。
3	市税証明の法人向け電信申請サービスの開始について	財政・変革局から別添資料のとおり報告を受けた。

## 8 会議の経過

(1月13日付人事異動に伴う人事紹介を受けた。)

(請願第4号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

(請願第5号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

**○委員長(村上幸一君)** それでは、開会します。

本日は、請願の審査を行った後、財政・変革局から1件報告を受けます。

初めに、請願の審査を行います。

まず、請願第4号、インボイス制度の廃止を目指し、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める請願についてを議題とします。

本件については、議会に意見書の提出を求めるものですが、審査の参考とするため、当局の説明を求めます。税制課長。

**○税制課長** それでは、請願第4号につきまして当局の考え方を説明させていただきます。

インボイス制度につきましては、複数税率の下で適正な課税を行うための仕組みとしまして、令和5年10月から施行されているものでございます。これと併せて、従来、消費税の納付を免除されてきた免税事業者の方々に対する激変緩和の観点から、今回の請願で言及されております2割特例及び8割控除の各制度が経過措置として導入されているところでございます。

このうち、2割特例につきましては、これまで消費税の納付を免除されてきたフリーランスなどの免税事業者の方々につきまして、インボイスを発行する課税事業者になった場合に、その納税額を売上時に受け取る消費税額の2割に抑えられる制度でございまして、令和8年9月30日までの時限措置となっておりました。

また、8割控除につきましては、仕入先がインボイスを発行しない免税事業者の場合に、発注側が仕入れにかかった消費税額の8割を納税額から差し引くことができるという仕組みでござ

ざいまして、こちらは令和8年9月30日まで適用され、その後3年間は5割控除に縮減の上で令和11年9月30日まで継続するという事となつてございました。

今回の請願の内容につきましては、令和7年12月26日に閣議決定されました令和8年度税制改正の大綱によりまして、これらの先ほどの経過措置につきまして、それぞれ一部縮減はございますが、2年間延長するという方針が示されてございます。

したがいまして、本件につきましては、既に国において一定の方向性が示されているものと認識してございます。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** それでは、請願の審査を行います。請願は議会に意見書の提出を求めるものとなっておりますので、委員の皆様には、請願に対する御意見などをお願いいたします。

また、執行部に対しては、意見や要望ではなく、説明に対する質問を行っていただきたいと思ひます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはつきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願ひます。

それでは、請願に対する意見や執行部への質問はありませんか。永井委員。

**○委員（永井佑君）** まず、インボイスについて意見を述べさせていただきます。

私は、これまで市内のフリーランスから、インボイス制度の導入に対し納得できず、前に進めないという声を聞いてきました。請願にもあつたように、消費税の価格転嫁ができないが77%に上り、4者に1者以上、26.1%が経過措置が廃止された段階で免税事業者と取引を見直す、取引しないと回答しています。

インボイス制度導入の際の経過措置のうち、導入を機に免税事業者からインボイス登録事業者になった人に対し、納付税額を売上げに係る消費税額の2割に軽減する2割特例と、発注者側、企業が免税事業者との取引につき仕入税額相当の8割を仕入税額とみなして控除できる8割控除、これは制度導入から3年がたつ2026年9月が適用期限です。先ほど答弁で2年延長の議論もあるということでしたが、この制度を継続してほしいという声、今日の請願もありますが、日本商工会議所などからも上がつており、片山財務大臣も、これまでの国会答弁でも非常に切実な声があるという答弁を繰り返して述べられました。

経過措置を縮小、廃止すれば、小規模事業者やフリーランスは廃業の危機に追い詰められることとなります。請願の趣旨に賛同し、我が日本共産党市議団として意見書を作成し、全ての会派の皆さんに御賛同を求めていきます。

実態を知りたいんですが、インボイスの説明をいただきましたので、市内において、インボイスの登録事業者がどれくらいいるのかをつかんでいるかということと、9月議会で決算について議論させていただきましたが、市内の負債1,000万円以上の倒産件数92件のうち、サービス業その他が51件という報告でした。ここ数年の数字で見ると非常に大きな割合を占めていました。このように、事業が続けられる状況ではない実態があります。

そこで、インボイス制度導入後、市内事業者への影響について、北九州市としての見解を伺

います。

この2点お願いします。

**○委員長（村上幸一君）** 税制課長。

**○税制課長** 2点御質問をいただきました。

まず、登録事業者数でございますけれども、すみません、こちら国税の制度でございます、私どもは、消費税は直接登録といいますか、申告等にタッチしておりませんので、登録従業者数については私どもでは把握してございません。申し訳ありません。

また、倒産事業者といいますか、インボイスに伴う影響でございます。こちらにつきましても、直接的な影響がどの程度、個別の事業者は様々だとは思っておりますので、我々実際のところ、消費税の具体的な申告状況、また、課税状況について直接把握できてございませんので、その辺についてもこちらとしてはお答えできる立場にないかなと考えております。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** 影響については不明だと言われたんですが、つかみようはないんですかね。我々も意見書として国には上げようと思っているんですけど、市内の状況もぜひ入れ込みたいなという考えもありますし、市としてつかみようはないんですか。影響、例えば中小企業者とか、フリーランス、個人事業主の方々と財政・変革局以外にもほかの、例えば産業経済局で聞き取りというのがあると思うんですね。それを共有することとか、実態を議会に報告して、参考にさせていただくと、意見書の提出の参考にさせていただくということの把握をしたいんですけど、それは現状ではできないんでしょうか。

**○委員長（村上幸一君）** 税制課長。

**○税制課長** 私ども税務当局の立場からは、直接そういった中小企業の方々であったりとか、フリーランスの方々への聞き取りとか影響とかはちょっと把握が難しいものですから、直接お答えできないと思いますけれども、市内事業者の企業の動向であったりとか、そういった情報につきましては、もしかすると産業経済局であったり、他局において何らかの把握であったり、対応ということがあるのかもしれませんが、すみません、私のほうでは把握しておりません、申し訳ございません。

**○委員長（村上幸一君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** 分かりました。ここは所管が別なので、私たちも産業経済局に実態を聞いてみたいと思います。中小企業の町ですし、個人事業主、フリーランスの方々、今日も配管工の実態が口頭陳情で述べられましたが、そういう北九州市の地域経済を支える市民の方々がたくさんいらっしゃるの、私たちもそういう実態を国に求めていきたいので、私たちから産業経済局に聞いてみたいと思いますし、市長が年頭の挨拶で、縦割りをなくしていくという話がありましたから、財政・変革局としてもぜひつかんでいただきたいと要望して、終わります。

**○委員長（村上幸一君）** ほかに請願に対する意見や執行部への質問はございませんか。

なければ、本件については、慎重審議のため、本日は継続審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、請願第5号、消費税減税を求める意見書の国への送付を求める請願についてを議題といたします。

本件については、議会に意見書の提出を求めるものですが、審査の参考とするため、当局の説明を求めます。税制課長。

**○税制課長** それでは、請願第5号につきまして当局の考え方を説明いたします。

消費税につきましては、現在、国税収入の約3割を占める基幹税目として我が国の財政基盤を支える重要な役割を担っているところでございます。また、県税でございます地方消費税から市町村に交付される地方消費税交付金につきましては、本市を含む全国市町村の財政を支える貴重な財源でもあります。

他方、国は、消費税につきまして、急速な高齢化を背景に社会保障給付費が増大する中、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代で広く公平に分かち合う観点から、社会保障に係る重要な財源と位置づけております。

今回の請願にございます消費税の減税につきましては、そもそもが国税の問題であるということもございますが、それに加えまして、その税率の見直しにつきましては、社会保障制度の根幹にも関わる重要な内容でございます。ですので、国において慎重かつ十分な議論が行われるべきものと考えてございます。当局としましては、今後もその動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** それでは、請願の審査を行います。請願は議会に意見書の提出を求めるものとなっておりますので、委員の皆様は請願に対する御意見などをお願いいたします。

また、執行部に対しては、意見や要望ではなく、説明に対する質問を行っていただきたいと思っております。

それでは、請願に対する意見や執行部への質問はありますか。永井委員。

**○委員（永井佑君）** 意見を述べさせていただきます。

買物に行ってお米を買うにも2キロしか買わなくなった、食費を削る日常が当たり前、コーヒ一豆の値上がりはこの2年で6回もあった、このままでは店の経営が成り立たないという喫茶店の店主の声、市民の皆さんから寄せられる声は切実です。直近の国民生活基礎調査では、今生活が苦しいという世帯が6割です。国民の一番の願いは物価対策、それも一時的な給付金などより、物価そのものを下げることです。

私たち日本共産党は、一番の物価対策となり、消費を活発にし、経済もよくするのは消費税

の減税、廃止と繰り返し訴えています。

現在、国政においては、全ての政党が消費税減税を言い出しています。今こそ私たち北九州市議会として、寄せられた請願の趣旨に寄り添い、国に対し、消費税減税の意見書提出を委員、議員の皆様と呼びかけまして、私の意見とします。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** ほかに御意見は、また、執行部への質問はありませんか。伊崎委員。

**○委員（伊崎大義君）** 北九州党の伊崎です。質問させていただきます。

先ほど消費税が県税として地方消費税があって、その交付金が市町村にも、本市も含めて割り振られて貴重な財源になっているというお話だったんですけども、直近、本市に割り振られている地方消費税の交付税の金額はどれくらいなのでしょう。

**○委員長（村上幸一君）** 税制課長。

**○税制課長** お答えいたします。

直近で、令和7年度の歳入予算ベースでお答え差し上げますと、地方消費税交付金は約239億円です。我が市の歳入予算6,435億円の3.7%を占めてございます。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 伊崎委員。

**○委員（伊崎大義君）** ありがとうございます。

先ほど社会保障の財源として用いられているということだったんですけども、これは基本的に社会保障関係の歳出にひもづけられているものなのでしょうか。それとも、一般会計に入るものなのでしょうか。

**○委員長（村上幸一君）** 税制課長。

**○税制課長** 消費税につきましては基本的に一般財源という形で位置づけられております。ただし、令和2年ですかね、一度消費税を引き上げた分の税率、地方消費税分0.5%税率を引き上げられたときがございすけれども、こちらにつきましては、いわゆる社会保障に限定された財源としまして、地方消費税で配分する際にも人口で配分するといった工夫が凝らされております。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 伊崎委員。

**○委員（伊崎大義君）** 理解しました。参考にさせていただきます。ありがとうございます。

**○委員長（村上幸一君）** ほかに意見、質問はありませんか。

なければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で請願の審査を終わります。

次に、財政・変革局から、市税証明の法人向け電子申請サービスの開始について報告を受けます。税制課長。

**○税制課長** それでは、報告いたします。市税関係証明書の法人向け電子申請サービスの開始について説明を申し上げます。

タブレットにございます資料1ページを御覧ください。

現在、各区の市税事務所窓口と出張所で発行してございます市税関係の証明書につきまして、今週の1月19日月曜日から、法人がオンラインで申請できるサービスを開始しております。

この電子申請サービスですが、個人向けにつきましては既に令和4年6月から実施しているところですが、それに続きまして、法人からの申請にも対応できるようにしたところがございます。

具体的な手続の流れについても簡単に説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。

法人からの証明交付申請につきましては、これまで各区の窓口に来庁して申請をするか、特に遠隔地の法人等は郵送で申請をするか、いずれかの方法によっておりましたけれども、今回追加されます新しい手続では、図の左上、黄色の囲み内がございますけれども、職場のパソコンからオンラインで申請ができます。

また、オンライン申請した場合の証明書の受取方法なんですけれども、申請をする際に、郵送による交付を希望するか、受け取りだけ窓口に来られるか、いずれかをお選びいただくことができます。窓口に来られる場合の受取場所ですが、東部市税事務所市民税課、こちらは小倉北区役所、または西部市税事務所市民税課、八幡西区役所ですね、この2か所で対応してございます。

郵送交付の場合につきましては、証明書が郵送で交付されますので、来庁が全く不要になりますし、また、窓口の受け取りのためだけに来庁される場合でも、既に証明書をお渡しする準備ができた段階で御連絡申し上げますので、来庁いただいた際も待ち時間が短縮されまして、いずれも大変便利になるものと考えてございます。

加えて、技術的な点としまして、同じ図の左側の点線の囲み内ですけれども、オンライン申請に当たりましては、なりすましを防ぐ必要がございます。ですので、個人の場合にはマイナンバーカードを用いてございますけれども、これと同様に、法人の場合につきましては、法務局で発行しております商業登記の電子証明書によって本人認証をすることとしてございます。

また、その下の括弧内に書いてございますけれども、代理人として申請される場合には、電子契約書のPDFデータを添付していただいて、これに埋め込まれております電子署名によって、適正な委任行為に基づくものであるということを確認するというようにしております。

この電子契約書による委任事実の確認方法につきましては、最近の電子契約の普及を受けまして、電子契約書を委任状の代わりに使えるようにしてほしいといった趣旨の御要望を複数の市内企業の方からいただいておりますので、今回の実行に当たりまして、技術的に工夫をさせていただいたところでございます。

例えば不動産の売買であったり、賃貸であったりを電子契約で受託されている不動産事業者の方々だったり、税務関連の諸手続を電子契約で受託されている税理士法人の方々など、特にそういった方々に需要があるものと考えてございます。

次のページ、資料3ページを御覧ください。

法人の方々がおオンライン申請に切り替えていただくことで想定されるメリットをあげてございます。

まず、1つ目の黒丸なんですけれども、従来の郵便による申請の場合には、手数料を支払うために郵便局で郵便小為替を別途購入する必要がある場合がございます。これは、購入そのものに郵便局に行く手間がかかる上に、郵便局にも購入手数料を1枚につき200円支払う必要が別途発生しております。この点、オンライン申請に切り替えますと、会社に居ながらにして、かつ電子決済となりますので、こちらは大変便利でございます。

あわせて、1つ飛びまして、3つ目の黒丸なんですけれども、往復料金として必要となっておりました郵便料金も今回電子申請でいただければ、返信分だけ電子決済で納めていただければということで削減できますし、また、窓口で受け取る場合には、その場で手数料をお支払いいただければいいので、郵送料は不要ということになってまいります。

また、郵便でも窓口でも共通する点なんですけれども、1つ戻って、2つ目の黒丸でございます。紙で申請する場合には、法人の本人認証のために法人の代表者印、いわゆる会社の実印を申請書に押印していただく必要があったんですけれども、こちら代表者印は会社に1つしか基本ございませんので、印鑑の使用に係る社内での手続に手間がかかるといった御意見をこれまでも多くいただいていたところでございます。今回のオンライン申請で、商業登記電子証明書を使うこととなりますので、そうしますと印鑑使用に係る社内手続、そういった手間についても削減できるのではないかと考えてございます。

さらに、4つ目の黒丸でございます。代理人として申請する際には、委任状や契約書、また、1月1日以降に不動産を取得された法人の方が固定資産税関係の証明書を申請する場合には所有権移転に係る契約書、そういったそれぞれ紙による原本をその場で受付窓口で確認をする必要がございましたけれども、オンライン申請の場合になりますと、電子署名が付されました電子契約書のデータを添付していただくこととなりますので、会社からその契約書の原本を持ち出すといった手間とかリスクもなくなるということでございます。

また、下の段ですけれども、窓口での申請と比較しましても、24時間いつでも来庁不要で申請ができますので、区役所の開庁時間を気にする必要もなくなりますし、また、窓口で職員が申請書を審査したり、また、証明書を発行する時間、そういった待ち時間もなくなるということになります。

このように大変便利な仕組みでございます。窓口の混雑緩和であったり、トラブル防止であったり、北九州市にとっても様々なメリットが考えられます。また、全庁的な取組として進め

ております。スマらく区役所サービスプロジェクトに係る書かない、待たない、行かなくていい、この推進にもつながる取組となっております。

したがって、このサービスを法人の皆様積極的に御利用いただきたいと考えておりました。現在、商工会議所であったり、法人会であったり、関連の団体を通じまして、市内企業の皆様へ周知を図っているところでございます。今後も、市役所手続のDX化を進めまして、市民の皆様の利便性向上に努めてまいりたいと考えてございます。

以上で市税関係証明書の法人向け電子申請サービス開始につきまして説明を終わります。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。

質問、意見はありませんか。永井委員。

**○委員（永井佑君）** 1点だけなんですけど、先ほどの説明の中で、法人等から要望があったという御説明があったんですけど、どの程度の要望があったのかというところと。

これは窓口で受け取りの関係だと思いますけど、2ページの証明書の受取場所、東部と西部の市税事務所2か所ということですが、今後、拡大していく方向性はないのか、そのあたりを聞かせてください。

**○委員長（村上幸一君）** 税制課長。

**○税制課長** 企業様からの要望をいただいた件数といいますか、状況ですけれども、少なくともまず電子契約書に関しては2社程度からいただいています。また、もう1点の法人の代表者印を押す手続、これを簡素化できないかといった各種御要望はもうたくさん数え切れないほど過去からいただいていたところでございます。

あと、受取場所につきましては、証明事務をおおむね集約しております東西の市税事務所を拠点としまして、それぞれに取りに来ていただくと。そちらに取りに来ていただくことが御不便な場合には郵送による交付を御選択いただければと考えておりますので、内部的な手続の煩雑さとか、あとコスト的な面、その辺も勘案しまして、2か所に限定させていただいているところでございます。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** ほかの政令市ではどういう状況ですか。

**○委員長（村上幸一君）** 税制課長。

**○税制課長** 法人向けにこういった市税証明の電子申請サービスを行っております自治体は、特に政令市で言いますと、全体で先行するのが9自治体でございます、北九州市は10番目と、ちょうど中間点ぐらいになってございます。

**○委員長（村上幸一君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** 分かりました。それぞれの自治体、政令市でも拡大が進んでいくんだらうと思います。これが19日から開始されていますから、数の状況とか、今後の委員会でも私たち

がチェックさせていただく中身の一つになると思いますので、またその際はいろいろな状況を教えていただきたいと思います。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** ほかに質問、意見はありませんか。大久保委員。

**○委員（大久保無我君）** 幾つか教えてください。

私は市税証明を発行した記憶があまりないんですよ。多分やったことはあるかもしれないけど、記憶にないくらいの程度だったと思うんですが、個人と法人、窓口とかで申請しているそれぞれの件数というか、数をまず教えていただければと思います。

**○委員長（村上幸一君）** 税制課長。

**○税制課長** お答えいたします。

市税証明は各種様々な証明がございます。個人市民税関係、納税関係、固定資産税関係と大きく3種類ぐらいに分かれるんですけども、全体で、令和6年度の総数で言いますと16万2,000件ございます。今回は、そのうち、例えば個人の場合ですと、コンビニで証明ができる納税証明と所得額証明、非課税証明ですね、そちらとかもございますので、必ずしも全てにおいて電子申請という部分ではございませんけど、特に今回は法人に限定した部分になってまいりますので、全体としては16万件ぐらいでございます。

**○委員長（村上幸一君）** 大久保委員。

**○委員（大久保無我君）** ありがとうございます。

法人となった場合、どんな企業というか、どういう職種の方たちが多く利用されることが想定されていますでしょうか。

**○委員長（村上幸一君）** 税制課長。

**○税制課長** 法人の場合は、先ほど申しました、例えば個人に係る所得額証明とか、そういったところは個人向けですので該当しませんけれども、特に例えば中小企業の方々、また、例えば市の指名登録業者になりたい方々であったり、そういった審査をされる際に、また、融資を受けるとかといった場合に、市税の滞納がない、税金の滞納がない旨の証明が必要になってくる場合がございます。また、固定資産税関係の証明で言いますと、やはり不動産をお持ちの方々、特に不動産事業者の方々には売り買いであったりも含めて、不動産登記をされるとかといったところでも固定資産評価額が必要になってきたりがございますので、そういうところで使われるかなと考えてございます。

**○委員長（村上幸一君）** 大久保委員。

**○委員（大久保無我君）** ありがとうございます。

最後に、役所側は電子化されることによって、役所側の負担、これが窓口でのやり取りが減ることによって大きな負担減となるのか、電子申請されることによって、そのほかに何か大きな負担減となる要素があれば教えてください。

**○委員長（村上幸一君）** 税制課長。

**○税制課長** 今御指摘いただきましたとおり、市側のメリットとしましては、やはり窓口混雑の緩和、窓口で直接その作業といいますか、そういったことをする手間であったり、また、お客様をたくさん待たせてストレスがたまるといったことも減りますし、また、それに伴ってそういう窓口でのトラブル、そういったリスクも回避できるという部分はございます。それ以外にも、申請書類そのものをペーパーレス化できる部分がございますし、また、窓口で発行する場合には、その場で発行して手数料をいただくまで、一連のことで1人の方にずっとお相手しないといけませんけれども、あらかじめ電子申請していただきますと、発行する準備、こちらも作業の時間をある程度フレックスに対応ができますので、それに伴いまして内部的に事務作業の効率化といいますか、業務全体の効率化も図れるんじゃないかなと考えてございます。以上です。

**○委員（大久保無我君）** 以上です。ありがとうございました。

**○委員長（村上幸一君）** ほかに質問、意見はございませんか。吉村委員。

**○委員（吉村太志君）** ありがとうございます。

やはりこうやってDX化をどんどん進めていくこと、これが本当に賢い豊かな町になっていくやり方かなと思うので、こういったものをどんどんチャレンジしていただきたいなと。法人の皆さん本当に今まで昼間、時間を割いて申請に行く、もし行かなければまだほかのことができたという、たくさんそういった意見もあったから、こういうふうに関心を持って今皆さんがチャレンジしていただいたと思います。

その中で、例えば今から法人の皆様方にこういったことを電子申請できますよというのをどういう手段で知ってもらうのか、啓発みたいな、告知みたいなのはあるんですかね、教えてください。

**○委員長（村上幸一君）** 税制課長。

**○税制課長** 今取り組んでおりますのは、まず市のホームページには先日掲載をしているところでございますけれども、それと、市政だより、そういった一般的な周知広報は既に行っておりますが、それ以外に、法人向けでございますので、商工会議所であったり、また、中小企業、北九州市の関係で産業学術推進機構FAISでメールマガジンであったりとかといったところ、登録されているのが6,000社とか1万社とか、結構重複はあると思いますけれども、相当な数の市内企業が登録をされているメールマガジンがございますので、そちらでも御案内をして、そこから市のホームページの御案内に飛べるといったようなことも今計画しております。

また、それ以外に、税の関係でございます法人会、市内4か所に法人会がございますけれども、そちらにも御案内を差し上げて、その加盟されている企業様の皆様に周知をしていただく協力をお願いしようと考えてございます。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** 吉村委員。

**○委員（吉村太志君）** ありがとうございました。

ぜひ北九州市内の企業の皆さんにしっかり知っていただいて、電子申請でも利用ができることを知ってもらうことが僕は一番大事なことかなと、そして、次のステップとして、またさらなる行政サービスが賢く、そしてまた、スマートにできるようなやり方をこれからもいろんな意味で皆さんに挑戦して行っていただきたいなと思いますので、意見として終わらせていただきます。

**○委員長（村上幸一君）** ほかに質問、意見はありませんか。小金丸委員。

**○委員（小金丸かずよし君）** よろしくお願ひします。

私もこの大変時間と手間を省く電子手続の遂行については、本当に行政の皆様へ感謝を申し上げます。

この中で、法人設立の際には、今法人の印鑑が必要だったり、まだ電子印というところまでいっていないと思うんですけども、今後、北九州市におけるそういった手続の中で印鑑についての今の見通しというものはどのような見解でしょうか。

**○委員長（村上幸一君）** 税制課長。

**○税制課長** すみません、私ども税務当局としまして、市税証明に係る部分については、今御案内しましたとおり、電子契約書、電子署名、また、法人の商業登記の電子証明書、そういったことで本人確認、また、その権限の確認ができる場合には印鑑不要で対応できるという形を実行しようとしております。

全市的な印鑑の取扱いにつきましては、私どもでは十分把握してございません。電子契約を取り扱ったりとか、そういったところの関係ですとか、考えていくところでもあるのかなと考えております。以上です。

**○委員長（村上幸一君）** 小金丸委員。

**○委員（小金丸かずよし君）** ありがとうございます。今後ともよろしくお願ひいたします。

**○委員長（村上幸一君）** よろしいですか。ほかに質問、意見はありませんか。

なければ、以上で報告を終わります。

本日は以上で閉会します。

---

総務財政委員会 委員長 村上幸一 印